

(お知らせ)

平成28年7月28日
京都市行財政局
担当 コンプライアンス推進室
TEL 222-4069

京都市公正職務執行審議会の開催結果について

平成28年7月27日（水）に開催しました平成28年度第1回京都市公正職務執行審議会の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

1 日 時

平成28年7月27日（水）午前10時から11時30分まで

2 場 所

京都府旅館会館 7階 会議室

3 出席者

委員 安保千秋、大西啓子、梶谷正、中西たえ子、成田秀樹（敬称略、五十音順、裏面参照）

京都市 監察監 長谷川一樹、
行財政局コンプライアンス推進室長 西邑昭裕 ほか

4 議事内容

(1) 会長の選出及び副会長の指名について

会長については、委員の互選により、安保委員が就任した。

副会長については、会長の指名により、成田委員が就任した。

(2) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく要望等及び不正な要望等の状況について

平成27年度における要望等の件数（総数8,699件）及び傾向等について報告した。

また、平成27年度に生じた「不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等」に該当する事案2件（事案の概要については別紙参照）について報告し、委員から意見をいただいた。

(3) 本市におけるコンプライアンスの推進に関する取組について

本市におけるコンプライアンスの推進に関する取組として、公正な職務の執行に向けた職員力の向上について、委員から意見をいただいた。

【委員からの主な意見】

- ・ 職員の見本となる幹部職員を育成し、指導力を発揮させることが、職員一人一人の能力の向上、さらには組織力の向上につながる。
- ・ 仕事のスリム化を図るとともに、メリハリをつけ、ワークライフバランスを充実させることで職員に精神的な余裕が生まれ、結果的に仕事の質を高めることになる。
- ・ 市役所以外の組織、企業への職員派遣、研修への参加等も、職員の意識改革を行うための一つの方策である。

京都市公正職務執行審議会委員名簿

<任期：平成27年10月1日～29年9月30日>
(敬称略・五十音順)

氏 名	役 職 等
◎安保 千秋 (あぼ ちあき)	弁護士
大西 啓子 (おおにし けいこ)	特定非営利活動法人きょうとグリーンファンド事務局長
梶谷 正 (かじたに ただし)	元京都府警察本部総務部長
高木 光 (たかぎ ひかる)	京都大学大学院法学研究科・法学部教授
中西 たえ子 (なかにし たえこ)	株式会社 鼓月 取締役会長 京都商工会議所女性会 会長
○成田 秀樹 (なりた ひでき)	京都産業大学法学部教授

※ 氏名左の◎は会長、○は副会長を示す。

不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の事案の概要と講じた措置について

【1】

年月	平成27年5月
事案の概要	<p>建築基準法違反の疑いのある建築物について、所管課の職員2名が現場調査を行ったところ、構造規定に違反している可能性が高かったことから、施工業者に対し、その場で口頭により工事停止を指示した。</p> <p>これに対し、施工業者は、「京都市の指導に従うつもりはない。」等の発言を繰り返し、上司を出すよう求めた。</p> <p>職員が文書で工事停止を指示するため、建築工事指示書に必要事項を記入し、手交しようとしたところ、施工業者は記載中の職員から建築工事指示書の束を奪い取り、破いたうえで自分のポケットにしまい込んだ。職員が、書類の廃棄方法が不適切だと悪用されるおそれがある旨を伝え、返却を求めたところ、施工業者は職員の胸ぐらを掴み、「誰が悪用するというのか。しばき倒すぞ。」と発言し、返却に応じなかつた。</p> <p>職員が、警察を呼ぶことになるため、身体接触や脅迫的な発言はやめるよう伝えたところ、施工業者は、「警察を呼べるものなら呼んでみろ。」と発言した。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>事案発生同日、所管課から警察署に相談し、同署が公務執行妨害として対応することとなつた。</p> <p>数日後、違法建築物に対する指導を受けるために建築主と施工業者が来庁した際、施工業者による上記行為に対し、所管課から断固とした抗議を行つた。施工業者からは、「抗議されたということは分かつた。」との発言があつたが、特に反論等はなかつた。</p> <p>なお、その後、当該工事に関する是正計画書の提出があり、同書に基づいた是正工事が完了したことを確認した。</p> <p>後日、施工業者は、公務執行妨害罪で書類送検されたが、京都地方検察庁において、施工業者が自身の暴力行為を認めて反省の弁を述べていることに加え、職員に被害が生じていないことが考慮され、不起訴処分となつた。</p>

【2】

年月	平成28年2月
事案の概要	<p><前提></p> <p>要望者は生活保護を受けており、頻繁に区役所の生活保護担当課（以下「A課」という。）を訪れ、要望者の金銭管理を行っている親族に金銭を要求することを目的として、A課から親族に連絡するよう要求し、窓口に居座る状況が続いていた。同年12月には、午前8時30分からA課に居座るとともに、庁舎内の他部署でも同様の要求行為を繰り返し、午後5時頃、A課の窓口に居座った際、職員の制止にもかかわらず、繰り返し自傷行為に及ぼうとしたため、A課から警察署に通報した。警察に保護される際、要望者は警察車両を蹴ったため、公務執行妨害で逮捕された。このとき、警察からA課に対し、通報前に要望者に対して明確に退去命令を出し、時刻を記録しておくよう助言があった。</p> <p>それ以降も、要望者が窓口に居座り、同様の要求を繰り返すたび、A課から退去命令を出すことが続いた。平成28年1月以降、2度、要望者が再三の退去命令に応じないため、A課から警察署に通報し、要望者は連行された。</p> <p><事案発生当日></p> <p>2月某日、午前10時25分頃、要望者がA課に来所し、窓口で要求を始めた。他業務を終えた担当職員が午前11時30分頃から要望者と面談し、A課から親族に連絡することはできない旨を伝えた。</p> <p>それでも要望者が同じ要求を繰り返すため、午前11時45分、担当職員が要望者に対し、これ以上話を聞くことができないため帰るよう通告したが、要望者は窓口に居座り、引き続き、同じ要求を繰り返した。</p> <p>さらに午前11時50分頃、要望者が窓口カウンターの仕切り板を「ドン」と大きな音を立てて叩いたため、周囲の職員が集まる事態となった。また、午後0時10分にも、要望者は再びカウンターの仕切り板を「ドン」と音を立てて叩いた。午前11時50分以降、退去命令を4回行ったが、要望者は窓口に居座り、同じ要求を繰り返した。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>事案発生同日、A課から警察署に通報し、要望者は警察に連行された。警察からの助言を受け、A課から被害届を提出し、同日、要望者は、職務強要罪により逮捕された。</p> <p>後日、要望者は京都地方検察庁から起訴され、罰金刑を受けた。</p>